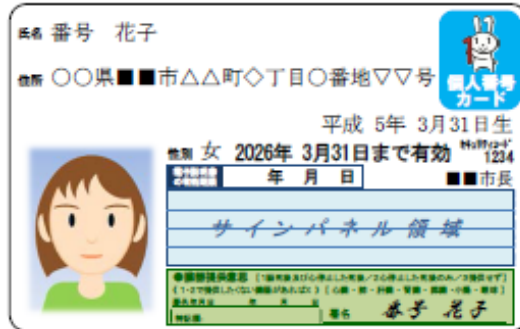


マイナンバーカードについて(イメージ)

マイナンバーカード(案)

表面



- ・「マイナンバー(個人番号)」を記載しない
- ・コピーできる者に制限はない
- ・券面記載事項;基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、顔写真

裏面



- ・「マイナンバー(個人番号)」を記載する
- ・コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される
- ・券面記載事項;「マイナンバー(個人番号)」

「日本型軽減税率制度」において、以下の場面で活用

- ① 購入時のレジ等における購入情報の読み取り時
- ② 還付申告の際のポータルサイトへのログイン時



ICチップ内の構成

公的個人認証用の「符号」

券面記載事項の画像データ

券面記載事項のテキストデータ

住民票コードのテキストデータ

ICチップ
空き領域
市町村等が
独自に
利用する領域
(例えば、図書館カード等)

● 行政機関等に対して電子申請をする際に利用

- ・利用者証明用電子証明書(「符号」)
⇒カード名義人が実在することを確認
(基本4情報・「マイナンバー(個人番号)」は含まれない)

＜事業者等が予め行政機関に登録し、指定されたソフトウェアを用いて読み取る場合にはパスワードは不要＞

- 行政機関等で「マイナンバーカード」を利用して電子的に手続きを行う際、「マイナンバー(個人番号)」や基本4情報を自動入力することによって省力化・誤入力の防止

＜読み取るためにはパスワードを入力＞

「日本型軽減税率制度」において、以下の場面で活用

- 還付申告の際のポータルサイトにおける基本4情報や「マイナンバー(個人番号)」の入力時